

宮城県行政評価委員会 政策評価部会
第3分科会（令和元年度第2回）議事録

日時 令和元年6月6日（木）午前10時35分から
場所 県庁9階 第1会議室

1 開会

2 審議

(1) 宮城の将来ビジョンの体系の政策12関連の評価の質疑

①施策評価の質疑

政策12「豊かな自然環境，生活環境の保全」

施策29「豊かな自然環境，生活環境の保全」

②政策評価の質疑

政策12「豊かな自然環境，生活環境の保全」

(2) 宮城の将来ビジョンの体系の政策11関連の評価の質疑

①施策評価の質疑

政策11「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」

施策27「環境に配慮した社会的経済システムの構築と地球環境保全への貢献」

施策28「廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進」

(3) 宮城県震災復興計画の体系の政策1関連の評価の質疑

①施策評価の質疑

政策1「被災者の生活再建と生活環境の確保」

施策1「被災者の生活環境の確保」

施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」

3 閉会

出席委員 佐藤健委員（分科会長），青木俊明委員

審議

宮城の将来ビジョンの体系

政策 12「豊かな自然環境，生活環境の保全」

施策 29「豊かな自然環境，生活環境の保全」

(佐藤分科会長)

お忙しい中，ご出席いただきましてありがとうございます。

早速，始めさせていただきます。

初めは，宮城将来ビジョンの政策 12，施策 29 は，今のお話のとおり 1 政策 1 施策ですので，あわせて質疑をさせていただきたいと思います。「豊かな自然環境・生活環境の保全」ということとなりますが，こちらはまずは青木委員のほうから質疑をお願いしたいと思います。

(青木委員)

お手元の要質疑事項回答という資料をお持ちかと思いますが，それに従って質問のほうをさせていただければと思います。

施策 29 のところの私，青木委員というところの質問の Q の 2 について，ご質問させていただければと思います。

Q の 2 に対するご回答といたしまして，水質評価を単年度で行うことは難しいから平成 26 年度以降は指標設定をしておりません，必要な事項は専門委員会からの意見を頂戴して調査を継続してまいりますというご回答をいただいたんですが，まず単年度で水質の評価を行うことが難しい場合には，例えば複数年度で評価を行っていて，それで水質が改善したかどうかというのを確認する必要があるのではないのでしょうかと。つまり，単年度で結果がよくわからないからといって評価しないという，指標を設定しないという理由にはならないんじゃないのでしょうかという質問です。

もし，専門の委員会のほうで水質改善に対して指標を設けて評価する必要がないというご意見があったのであれば，またそれについてお伺いできればと思います。以上です。

(環境対策課)

今のご質問のお答えなんですけれども，一応この施策として，前には指標を設けていたんですけれども毎年変わらないところがありまして，毎年達成しないという結果で，どうして達成しないんですかというご質問をいただいているので，水，閉鎖性のところは特に汚濁物質がたまりやすいという傾向がございますので，そう簡単に改善というのがなかなか劇的に目に見えるものがないというので，単年度評価というのはちょっとつらいということで，ここから一度削除させていただきます。

ただ，毎年水質専門委員会，環境審議会でも年間計画を立てて水質の測定をしておりますので，公共用水域については類型指定がございますので，その類型に沿って達成，未達成というのは公表しているところがございますので，そのような中で今後よくなるかという検討のもとに，閉鎖性であれば伊豆沼とか松島湾，釜房ダムについて，何もしていないわけではなくて，一応いろいろな再生のための検討はしているところです。

(青木委員)

ありがとうございます。まず、今まで計測されてきてあまり効果が出ないから、ということではやはり指標を設けるのはやめましたというのは、ちょっと違った見方をすると危険な捉え方もできなくもないので、やはり何らかの形で……特に別の委員会等でモニタリングをされているのであれば、そちらの資料から引っ張ってくる形でもよろしいかと思うんですけども、もしくは別の違う指標というような形で、これまで26年度までやられたもの等も何らかの形で、やはり目標として湖沼の水質改善というのを掲げられている以上は、何か目安となるものが設けられたほうがいいんじゃないかなと思いますので、それを今後その適切な指標があるかないかも含めましてご検討いただければなと思います。

(環境対策課)

ありがとうございました。一応、類型という指定をしていて、その数値を目標にはしているところですので、あと検討させていただきます。ありがとうございました。

(青木委員)

では続きまして、もう1点だけ済みませんがお願いいたします。

Qの4の部分なんですけど、私のほうの質問は、平成29年度を初期値とされているので、平成23年、24年度の散布中止は指標未達成の理由にはならないのではないのでしょうかという質問をさせていただいたんですが、お答えとしまして、23年度、24年度の散布中止の影響が非常に大きくてということを書いていたんですけども、そうはいえども29年度の指標設定をされた時点で23、24年度というのは大分昔で、その影響もある程度把握していたときに、その上で29年度の指標を設定されたかと思うんですが、それで何というんでしょう、23、24年の散布剤中止の影響は非常に大きかったので、とはいっても、それからもう5年、6年たってからの指標設定ですので、そもそも指標設定のときに何か、どういうふうに考えて指標を設定されたのか。その指標設定の考え方について少しお伺いできないでしょうか。

(森林整備課)

松くい虫の被害量につきましては、最終的な目標としまして新みやぎ森林・林業の将来ビジョンの中で、平成39年度、令和9年度に最終的には県内で1万立方まで被害量を減少させるということを目標に設定しておりまして、少しずつ直線的に被害量を減らしていくということを想定しますと、平成29年度の被害量は初期値としまして1万3,000立方になるということで、そういった最終目標から逆算していきますとこの数字になるということで設定させていただいております。

ただ、先ほど、こちらの回答のほうにも書かせていただいたんですけども、やはり震災後にヘリコプターの薬剤散布が2年連続でできなかったということで、かなり被害が大きくなりまして、その影響というのが、毎年少しずつ減らしては来ているんですけども、いまだにその影響として残っているというのは少なからずあるかなというふうに考えております。

(青木委員)

ご回答いただきありがとうございます。もしそのとおりだとすれば、直線的に平成29年までの目標を設定されるのではなくて、やはり最初に23年、24年度の影響が大きかったということで、その分平成29年度の目標を少し下げて設定されてもよろしかったんじゃないかなと。逆に言うと、23年、24年の影響というのをどうして29年度の目標を設定するときに考慮されなかったんでしょうか。

(森林整備課)

確かに松くい虫の被害量につきましては、特に春先から初夏にかけての気象条件等でかなり被害量の増減というのは影響を受けることとなりまして、これまでの経緯を見ましても実際に平成30年度は1万3,215立方という被害量でしたけれども、その前年の平成29年度につきましては1万4,935立方ということで、でこぼこがあるといえますが、年度によってかなり増減を繰り返しているというところもございました。

なかなか指標として設定するのが難しいなというところは確かにございまして、どれだけその23,24年度の散布中止の影響というのを指標に盛り込むということが、反映させられるかというところが難しい部分がありまして、そういったこともあって最終的な令和9年度、平成39年度の1万立方から逆算的に持ってきて設定をさせていただいたといった、そういった経緯がございます。

(青木委員)

承知しました。もし、今後の目標設定をされるときに、多少こういったでこぼこがあろうともある程度それも考慮して、例えば直線的にやると、設定するという線形を考えた場合に、なぜ線形でいいんですかと、その妥当性はどこから来ているんでしょうかというふうに言われかねないので、やはり何というか不確定要素を含んで、多少、ある程度目標として機能するといえますか、そのような形で少し前提のほうをお考えいただければと思いますので、今後の少し参考になればと思います。以上です。

(佐藤分科会長)

ありがとうございました。私のほうからも今の松くい虫の被害のことについて、質疑も事前にさせていただいて回答もいただいて、今回再度お話しも伺いたいと思ってはいたんですけども、今のお話で大体見えましてですね、それだけ低減量の評価というか見込みですとか、なかなか難しい状況があるということも大分理解できましたので、私からのここでの質疑は特にさせていただかなくても大丈夫なような状況であります。先生は、よろしいですか。

そうしますと、政策12と施策29の質疑をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

政策11「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」

施策27「環境に配慮した社会的経済システムの構築と地球環境保全への貢献」

(佐藤分科会長)

お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ビジョン政策11、まず初めに施策27「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」ということで、対面の質疑をさせていただきたいと思います。

こちらの施策については、青木委員から質疑をさせていただきます。よろしくお願ひします。

(青木委員)

よろしくお願ひいたします。施策27の私青木の質問で、要質疑事項回答というものに基づ

いてご質問させていただきますけれども、私の質問のQの3に対してお答えをいただいているんですが、そのお答えの中で、気候変動の影響が各地で起きていることなどから県民の環境に対する意識が高まり、県の施策への満足度に影響したのではないかと考えていますということなんですが、「県民の環境に対する意識が高まり」という部分の根拠について教えていただけないでしょうか。

(環境政策課)

Qの3のところでございますが、昨今異常気象とも思えるような暑い日が先月もあったり、あと昨年の夏も大分暑い夏でございまして、熱中症で搬送される方が全国でたくさん出たというようなところもございまして、そういったところが地球温暖化の問題が影響しているのではないかとということで県民の皆様も感じているところがあるのではないかなというところでございます、何か明確に指標があつてというところではないんですけれども。

(青木委員)

承知しました。ほかの部分もそうなんですが、できればそれぞれお答えいただく理由の部分に関しては、根拠のほうをご用意いただけると大変助かるなと思います。私もよくアンケート調査ですとか意識調査をやるので、そのときによく言われるんですけれども、数値を出さずに意識を、例えば社会がこういうことにフォーカスを当てていますよと、こういうことに人気が出ていますとか、こういうことに関心が高まっていますというのは非常に簡単なんですけれども、実際に意識調査をすると何%とかというのを本当にそうなのかというのは、やはりよく言われますので、研究するにしましても本当にそういう理由が成立するのかというところは、悪く言えば疑義を持って見られてしまうので、お気持ちは非常によくわかるんですけれども、こういったところにきちんと根拠で……例えば何々の調査で意識が何%から何%に高まっているというようなふうに書いていただけると非常に安心して読めるかなと思いますので、少し今後ご検討の方をお願いできればと思います。

(環境政策課)

はい、わかりました。

(佐藤分科会長)

ありがとうございます。施策27については大丈夫ですか。そうしますと、施策27について質疑をさせていただきたいのは以上になりますので、施策27につきましては対面の質疑はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

政策11「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」

施策28「廃棄物等の3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進」

(佐藤分科会長)

それでは、引き続きまして同じ政策11の中の施策28「廃棄物等の3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進」につきまして、こちらも青木委員から質疑をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(青木委員)

よろしくお願いたします。先ほどと同様に要質疑事項回答というのに基づきまして、ご質問させていただきます。施策 28 の私の質問の Q の 2 と Q の 4 につきましてご質問させていただきます

まず、Q の 2 のほうなんです、ご回答いただきました。その内容を拝見しておりますと、まず、既定の目標値を下回ることを目標とする指標の計算方法では達成率がマイナスとなる場合が生じることからとあるのですが、まず今回の例に関しましては、達成率はマイナスにはならないと思います。その上で、例外的計算方法として事務局と相談してこの式でやりましたとお書きいただいたんですが、この式で計算することの妥当性について教えていただけないでしょうか。やもすると、ちょっと実際の達成率という解釈で考えますと 95.9 という数字を出すのは少し行き過ぎている面があるのではないかというふうに感ぜざるを得ないところもございますので、先ほど申し上げましたこの例外的計算方法の式を用いることの妥当性、正当性、これについて教えていただければと思います。

(循環型社会推進課)

29 年度につきましては青木委員ご指摘のとおり 95.9% というような形で、委員からのご指摘の計算であれば、36.1% になるのではないかとのご指摘でございました。それで、29 年度につきましては、青木委員のご指摘の計算であればプラスにはなるんですけども、過去の最近直近で当てはめると、27、28 につきましては委員のご指摘の計算でやりますと、例えば平成 27 年度でありますとマイナス 215% とか、平成 28 年度につきましてはマイナス 211 というふうな数字になってございます。そういった点で、シートのほうにもともとその計算式が明示されているところではございましたけれども、これにつきましては過去に事務局と相談の上でこの計算式を用いるというふうなことでやってきた点もございます。そして、今回特例的な計算式を用いているということを資料上も明確にしていなかった点につきましては、ご指摘のとおりというふうに考えてございます。今後、このこの部分の計算を用いる点につきましては、事務局と相談してまいりたいというふうに考えてございます。

(青木委員)

ありがとうございます。承知いたしました。

ちなみに、なぜマイナスになった場合、マイナスを記載してはいけないのでしょうか。

(循環型社会推進課)

あくまでも 100% への達成率を示すということでこちらのほうに入れるというふうなルールになっていたと思いますので、そういった点でこちらの数式を使っていたというふうな過去の経緯があるようでございます。

(青木委員)

過去の経緯は経緯といたしまして、マイナスが生じていましたとしても、それは不確定要素か何かわからないですけども、何かの原因で思ったより減るんじゃなくて増えてしまったと。それを明記すること自体、私は何ら悪いことではないと思うんですけども。

(循環型社会推進課)

そもそも回答にもありますとおり、19 年度の実績値を初期値として計算を進めるというふ

うなことでこれまで進めてきたようでして、その19年度から委員ご指摘のとおり上回った場合と下回った場合が過去にあったというふうなことで、そういった事情もあってこういった計算式を用いていたというふうに理解しております。

(青木委員)

済みません、なかなか議論がかみ合っていないんですけれども、上回った場合も下回った場合もマイナスだったらマイナスを別にそのまま計上してよろしいんじゃないかなと思うんですが、なぜそこで計上できないかというのをもう少し済みません、わかりやすく。

(循環型社会推進課)

例えばなんですけれども、平成27年度なんですけど、このときは目標値より下回る値が出ております。そのときにご指摘のとおり計算で達成率を求めますとマイナス214.7%。こちらのほうで設定した値ですと107.6%ということで、目標をちょっと上回っておりますので、その値が107%の部分でわかります。それで100%を超えているのでA判定ということになります。それが、平成28年度、こちらは目標を達成していませんけれども、同じように先生のご指摘の式ですとマイナス211.3%という、27年度と28年度を比較したときに目標を達成しなかったにもかかわらず、そのことが数値上非常にわかりづらい値になってしまうんですね。それで、今回私どもの設定した平成28年度の実績値で計算いたしますとそれが85.3%ということになりますので、これは目標を達成しておりません。そのことが85.3%ということでわかりますので、それでB判定ということに過去になったことがありますので、その辺でこの式を使うことで非常に目標値からの外れている範囲を非常にあらわしているというふうに私どもでは考えて、この値を設定したということでございます。

(青木委員)

そうすると、やはりその式を使うことの妥当性というのをきちんとどこかで説明していただかないとまずいけないんじゃないでしょうか。そもそも達成率のところはこの式でやります、下回ることを目標とする場合の指標値の計算方法を書いてございますので、それを例えば今おっしゃった理由があるにしても、理由を開示しないで違う式でやりましたというのは意図的に改ざんしているんじゃないかという疑義を持たれかねないと思いますので、その辺は少し注意深くされたほうがよろしいんじゃないかなと思う次第です。

(循環型社会推進課)

今のご指摘につきましては、そのとおりだと思いますので、今後のその記載のあり方については事務局と相談して、適切に対応してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

(青木委員)

承知いたしました。ありがとうございます。

それから、続きましてQの4のほうなんですけれども、いただきましたご回答の中で、県外のセメント工場で再生利用されているのが実情ですというふうに。で、実情のほうをお書きいただいたんですが、ある程度原因を、インタビュー調査等を行われて原因を把握されているということなんですけれども、それに対しまして、こちらの評価シートの中ではリサイクル技術の開発、設備導入に係る支援の拡充を図るということなんですけど、具体的な何か予

定というのをお持ちであれば教えていただけないでしょうか。

(循環型社会推進課)

今まで私どもの設備関係の補助なのですが、産業廃棄物を活用して3R設備補助金という事業があります。そちらのほうで、今までは最終処分量を減らすような設備という定義がございました。なのですが、例えばなんですけれども、現在問題になっている廃プラスチックの滞留などがあるんですけれども、そういった問題を解決するためには、例えば焼却によって減量化してから最終処分するような設備ですね。かつ、単純焼却ではなくエネルギーとして取り出す熱回収をできるような設備というようなものを、今後重点的に補助の要件の中に組み込んでいこうと思っているところでございます。

(青木委員)

わかりました。そうすると、具体的な今おっしゃっていただいたようなものを補助要件に加えていくということをご検討されているということによろしいでしょうか。ありがとうございます。以上です。

(佐藤分科会長)

ご回答ありがとうございます。私のほうから対面での質疑はございませんので、青木委員からほかになければ、以上をもちまして政策11、施策28の対面での質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

宮城県震災復興計画の体系

政策1「被災者の生活再建と生活環境の確保」

施策1「被災者の生活環境の確保」

(佐藤分科会長)

宮城県震災復興計画体系の政策1の中の施策1「被災者の生活環境の確保」につきまして、対面での質疑を始めさせていただきます。

予定では青木委員と私佐藤のほうから質疑をさせていただく予定ですが、まずは青木委員のほうから質疑をお願いしたいと思います。

(青木委員)

よろしくお願いたします。お手元の要質疑事項回答というのをお持ちかと思いますが、それに従いまして質問のほうをさせていただければと思います。

施策1につきましては、まず、私青木委員というところの質問でQの2というところに「県外避難者」の定義をお示くださいというふうにお尋ねしまして、ご回答のほうをいただいているんですが、帰郷しないと決められた方は避難終了となるということだったんですけれども、帰郷しないと決めたというのは、どういうふう判断されるのか教えていただけないでしょうか。指標にかかわる部分ですので、定義を明確にされてあったほうがよろしいかと思しますので、まずその帰郷しないというその判断の仕方ですね、この人はもう帰郷しない人なんだという、その決定の仕方について教えていただけないでしょうか。

(震災復興推進課)

まず、定義としましては、こちらに記載させていただいたとおりでございますけれども、それぞれ、平成29年度に県外避難者全てにアポイントを取りまして対面調査をしたり、あと対面できない方には文書をお送りして、そういう意思があるかどうかといったことは調査をしました。その後、毎年定期的にそういった文書のやり取りの中で意思があるかというのは確認をしているといったところでございます。

(青木委員)

承知しました。ありがとうございます。そうすると、もうやり取りの文書の中で帰郷するしないの意思を明確に避難者の方に示していただいて、それで帰郷しないと判断される方はもう避難者から外されているということですよ。

(震災復興推進課)

はい、そのとおりでございます。

(青木委員)

ありがとうございます。

それから、もう1点。Qの4について、これは追加でご質問させていただきたいんですが、いただきました回答の中で、そもそもこの施策1につきましては客観的な指標で成果をはかりにくいような目標が多数含まれているかと思います。そういう意味では、県民意識調査というのはある程度の重要性というのを帯びてくるんだろうなとは考えているんですけども、その県民意識調査の中でこの施策1に関しての不満群が少し増える傾向にあると。その理由についてお伺いしたかったんですが、いただいた回答ですと、新しい地域でのコミュニティーの形成の課題に取り組む地区がふえてきたことが原因であると考えられますということなんですが、これの根拠について教えていただけないでしょうか。

(震災復興推進課)

県民調査の質問の内容が4つほど羅列している中で、満足かどうかというような聞き方になっているかと思います。その中で今、委員がおっしゃったとおりなかなか明確な指標がないところですので、定量的にお示しするというのが難しいかなと思ってはいるんですけども、1つはこちらに書かせていただいたとおり、まず不満群が増加しているのは沿岸部が増えて、一度昨年度減って、また今年上がったというような状況になっているんですけども、その1つの要因として考えられるということで、昨年度、災害公営住宅が全て完成したといったところでそちらの転居が進んできた。昨今、沿岸地域でよく言われている、その地域コミュニティーの形成の課題というところがやはり出てきているのかなといったところで、このような回答をさせていただいたところでございます。

(青木委員)

やはりなかなかこういった成績評価になりますと、全てが全て客観的評価で理由を述べていただくというのはなかなか難しいんですが、例えば住民と懇談会をやったときにこういった意見が多数出たですとか、少しでもこう客観的な根拠に基づいてこういう判断をしていますというふうに書いていただくと、非常に読んでいられるほうも安心して、ああ、そういう理由かなというふうにな納得できますので、少しそういった書き方の点で工夫をしていただくと非常にあ

りがたいかなと思います。

(震災復興推進課)

承知いたしました。ありがとうございます。

(青木委員)

以上です。

(佐藤分科会長)

ありがとうございます。

引き続き、私のほうからも質疑をさせていただいてよろしいでしょうか。

私のほうからも事前に質疑を出させていただいて、回答もいただいているところですが、具体的に私が着目したところは、原案の資料の412ページ目に事業の成果等とそれから下のほうに課題と対応方針が書かれているページになります。412ページになります。それで、成果のところにもいろいろな被災者支援のところのいろいろな事業に取り組みられて成果が上がっている記載があって、理解できる場所ですけれども、その一方で、課題と対応方針の特に対応方針の一番最後の段落の一番最後にいろいろな、例えばアドバイザー派遣ですとかリーダー育成等の研修、交流事業等を行うということで終わっておりまして、少し回答も事前にいただいているところなんですけれども、これらを行うというのがまるっきり新しく行うことなのか、何年か前から行われてきて、それを単に継続するのか強化していくのか、何か質が変わっていくのか、やり方が変わるのかとか、たくさん事業がある中で、でもこれはなかなかうまくいっていないけれども、この事業は大変成果が上がっていて、それが原案の概ね順調だということにそれがこういうふうに反映されているんだということが、この412ページの文章からだけではちょっと県民にとってわかりにくいのではないかなと思ひまして、数年前からおやりになられていることとかについては、特にその経過といいますかそのあたりも踏まえながらのご説明も伺いたいと思ひましたし、記載もしていただけるといいかなと思ひたんですが、そのあたりお願いできますか。

(震災復興推進課)

こちらにつきましては、地域復興支援課のほうからご回答申し上げます。

(地域復興支援課)

まず自治組織等による住民主体のコミュニティー再生に向けた取り組みに対しての活動費の補助というところにつきましては、回答には入れていなかったんですが、平成27年度から自治会活動に対する補助金ということで開始してございます。

それから、今お話のあったようなアドバイザー派遣、リーダー研修などにつきましては、平成28年度から追加して始めた事業でございまして、年を追うごとに自治会の設立数も増えておりますので、活用の回数も活用される団体さんも増えてきているところでございまして、より充実しながら進めているところでございます。

内容につきましても、それぞれ地域で抱えている課題もさまざまですので、そういった課題をくみ取りまして、課題に応じたアドバイスができるように、あとは震災から大分年数も経過しておりますので、今後自治会が自立して運営していけるようなアドバイスもしていったほうが良いということで、その自立化を目指して活用できるような内容に変えていったり、

回数等をふやして今後も実施していく予定としてございます。以上です。

(佐藤分科会長)

ありがとうございます。

青木先生はほかにはよろしいですか。

それでは、ありがとうございました。施策1につきましての対面の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

政策1「被災者の生活再建と生活環境の確保」

施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」

(佐藤分科会長)

それでは、同じ政策1の中の施策3になります。「持続可能な社会と環境保全の実現」というところにつきまして、対面での質疑を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

こちらにつきまして、青木委員から質疑がありますので、よろしく願いいたします。

(青木委員)

よろしく願いいたします。これも先ほどおられたのでご存じかと思いますが、要質疑事項回答に基づいてご質問させていただきます。

施策3で当初Qの1について対面での質疑を希望しておりましたが、お答えをいただいておりますので、これで十分納得いたしました。ただ、このいただいたご回答もぜひ評価シート等に加えていただけると大変ありがたいかなと思います。

もう1点のほうの質問なんですけど、Qの3をそのまま対面として残させていただいております。Qの3に2つ内容が含まれておまして、まず前段の指標の再検討が必要ではないでしょうかということにつきましては、既に再検討を始めているというふうにご回答をいただいておりますので、具体的な指標についてもお答えいただいておりますので、これで十分じゃないかなと考えております。

ただ、後半につきまして少しお伺いしたいのですが、Qの3のAの3の後段の部分です。本施策に係る高満足群が低下している状況も考慮するというふうにご回答いただいたんですが、この高満足度群が低下している理由と、そういうふうを考える根拠について教えていただけないでしょうか。

(環境政策課)

これもなかなか明確な根拠というのがはっきりとあるわけではないのですが、我々がやっている取り組みで、我々自身としてもう少し県民の方々にPRしたほうがいいのか、もっと我々がやっているところを理解していただいたほうがいいのかというような部分もございますので、そういった意味で数字が低下しているということは、裏返して言えばやはりそういうところをもう少し私どものほうで力を入れていかなければならないのかなというところを感じているというところでございます。

(青木委員)

これも先ほどの1つ前の施策1と同様なんですけど、なかなか数値で表すのは難しいと思うん

ですけれども、やはりある意味評価になりますので、その中のご回答としては、何らかの形で少し客観的な理由を持ってきているように見えると、主観で進められているんじゃないというふうに読めて、非常に読んでいる側も安心できるかと思えますので、例えば先ほど申し上げましたけれども、実際住民とのワークショップをやってみたですとか各種セミナーをやってみたときにこういう声が多く出たですとか、何でも結構ですのでそういった、ほかのアンケート調査から持ってきて結構だと思うんですが、少し満足度が下がっている理由につながるようなものを具体的に列挙していただいて、その根拠も示していただけると大変ありがたいかなと思います。

(環境政策課)

わかりました。工夫させていただきたいと思います。

(青木委員)

以上です。

(佐藤分科会長)

私のほうから施策3についての対面での質疑はございませんので、青木委員からほかになれば以上をもちまして施策3の対面の質疑も終わらせていただきます。どうもありがとうございました。